

中川副小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月7日

佐賀市立中川副小学校

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「中川副小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する基本的な考え方

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って、事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

- ・ 児童が自己表現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つよう努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回は実施し、結果から児童の様子の変化等を教職員全体で共有する。また、毎月、「〇月の心」と題して、心のアンケートを実施する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<いじめの未然防止につながる教育活動>

- ・ 毎月1日の「いじめ・命を考える日」の取組み（のぼり旗掲揚・アンケート実施など）
- ・ 「いじめ0のやくそく」を子どもたちの目にふれる場所に掲示する。（児童玄関）
- ・ ぽかぽかゆうびん（学期に1回、全校で、一人一人のがんばりや優しさをカードに書き、カードのやり取りを通して、お互いの良さの認め合いを行うようにする。）
- ・ 縦割り活動（縦割りグループで、花壇のお世話、縦割り掃除、縦割り遊びなどを一緒に行うことで、リーダー性や協調性、思いやりの心の育成を図るようにする。）
- ・ 人権集会（全校で劇やビデオを視聴したり、絵本の読み聞かせを聞いたりして、人権について深く考える時間を設定する。）
- ・ 学級でのよさ見つけ（よかったさがし・キラキラ見つけ・記念日ツリーなど）

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、ふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 いじめの早期発見の取組

<早期発見に向けて・・・「変化に気づく」>

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。

- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

5 いじめ事案への対応

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

<校内体制について>

- ・ 校務分掌に、「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務、生活指導担当者、教育相談担当、養護教諭、該当担任とする。また、いじめが「認知」された場合、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラーを加えた拡大委員会を設ける。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめ防止対策委員会（22条委員会）の定例会議は年2回実施する。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

<関係機関との連携>

- ・ いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広げることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめの問題等、子どもたちの健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6 ネットいじめに対する対応

- ・ ネットいじめの現状を子どもたちだけでなく、保護者にも知らせ、ネットいじめの防止を目的とした教育講演会をPTAと連携して実施する。
- ・ 中学校との連携のもと、インターネットの取り扱いについては、保護者への啓発に努める。

7 重大事態への対応

- ・ いじめにより、子どもたちの生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合や、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てが合った場合は、すぐに、市教育委員会に報告・相談する。
- ・ 重大事態に関しては、市教育委員会の指導を得ながら、いじめ対策防止委員会（内部委員会）及び拡大委員会を開催し、いじめ解消に向けた対策を講じていく。

8 職員研修

- ・ いじめ防止の研修会を通して、いじめ未然防止及び早期発見の機会を逃さないようにする。特にいじめに関する対応については、共通理解を図り、もし、いじめ事案が発生した場合には、組織的に取り組んでいくことを啓発する。

9 取組体制の点検及び評価について

- ・ 学校評価においては、毎年度の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。